

一般社団法人日本建築学会東北支部福島支所規約

昭和 37 年 8 月 4 日決定
昭和 55 年 12 月 10 日改正
平成元年 4 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 11 月 26 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

第 1 条 この支所は、日本建築学会東北支部福島支所という。

第 2 条 この支所は、福島市杉妻町 2-16、福島県土木部建築総室建築住宅課に置く。

第 3 条 この支所は、福島県に在住する日本建築学会の会員をもって構成する。

第 4 条 この支所は、日本建築学会東北支部規程に規定する目的ならびに事業に準拠して必要な事業を行う。

第 5 条 この支所には、次の役員を置く。

支所長 1 名
監 事 1 名
幹事長 1 名
幹 事 若干名

第 5 条の 2 役員は、次の各号の職務を行う。

- (1) 支所長は支所を代表し、会務を掌握し、会議の議長となる。
- (2) 監事は、支所の財産の状況及び業務執行の状況を監査し、執行に不正のあることを発見したときは総会又は役員会に報告する。
- (3) 幹事は支所長を補佐して会務に当り、幹事長はその総括を行う。

第 6 条 支所長は、福島県に在住する支部正会員の中から、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

第 7 条 役員任期は 2 年とし、1 月に始まり翌年 12 月に終わる。ただし、留任をさまたげない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職を行う。

第 8 条 役員が欠けたときは、第 6 条に準じて補選する。

第 9 条 この支所の運営のために役員会を開き、役員会において必要と認めるときは、総会を開くことができる。役員会をもって、この支所の議決執行機関とする。役員会は、支所長、監事、幹事長及び幹事をもって構成する。

第 10 条 役員会は支所長が招集して開く。

第 11 条 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第 12 条 この支所の経費は、支所よりの交付金、寄付金、その他の収入で支弁する。

第 13 条 この支所の会計年度は、毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる。

第 14 条 この支所の収支予算・収支決算は、支部役員会の承認を経なければならない。支所は毎年 2 月 15 日までに、次年度の収支予算を、また、毎年 4 月 15 日までに前年度の事業ならびに収支決算報告書を支部に提出しなければならない。

第 15 条 この規約を変更する場合には、支部の承認を得なければならない。

第 16 条 支所長は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 この規約で特に明示していない事項は、すべて日本建築学会定款、一般規則および支部規定に準拠するものとする。

付 則 この規約は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

この規約は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。